

第3章 CSRが求められる背景

第1章、第2章でCSRの概略について述べてきたが、そもそもこのCSRの概念が注目され、多用されるようになった背景にはどのようなものがあるのだろうか。本章では、CSRを先駆的に用いるようになったヨーロッパ・アメリカの背景、そしてそれに追随するような形で浸透するようになった日本の背景について考察していきたい。

1. CSRの要求

18世紀末の産業革命¹以後、主要な国々において資本主義経済が確立し、2度の世界大戦が発生したものの、それらを経た後に、主として資本主義国の経済は発展の一途をたどり、以前に比べれば格段に豊かな現在の生活が築き上げられた。

しかし、そのような先進国の豊かな生活には、途上国の多大な犠牲が伴ってきたといっても過言ではないだろう。先進国側が経済拡大に没頭しすぎるあまりに、森林の破壊や河川の汚染、地球温暖化といった環境問題が深刻となってきた。また、安価な労働力を追い求めるあまりに児童労働や強制労働といった人権問題を起こしてきたことも紛れもない事実である。このような深刻な問題に対して世界は「持続可能な発展」を求めており、先に挙げたような企業の反社会的行動に対する責任を求める動きが、企業にCSRを求める背景といえる。

また、企業を取り巻くステークホルダーが多様化し、それらによる企業の監視が高まっていることも、CSRが求められる背景の1つである。特に、社会が成熟化するにつれて、市民が企業の行動に強い関心を持つようになった。そして、NGOやNPOといった民間主体の組織の活動が活発化しており、それらをはじめとした様々な組織が、企業も社会の一員であり、場合によっては社会問題の要因となっているのだから、その深刻な社会問題に対して企業も責任を持つべきだとして、その責任を強く求めるようになったことも一因といえる。

¹ 産業の技術的基礎が一変し、小さな手工業的な作業場に代って、機械設備による大工場が成立し、これとともに社会構造が根本的に変化すること。1760年代のイギリスに始まり、1830年代以降、欧州諸国に波及。（『広辞苑第五版』岩波書店）

さらに、国際政治からのCSRに対する期待も大きい。2003年にフランスのエビアンで開催された主要国首脳会合²(G8サミット)における「成長の促進と責任ある市場経済の増進G8宣言」では、企業の社会的責任について触れ、「持続可能な開発のための世界首脳会議の成果を踏まえ、我々は企業の社会的及び環境面での責任を強化するための自主的努力を支持する。我々は、関心を有する全ての国と共に、ビジネスが責任を持って行動できる環境作りを含む、持続的な経済成長を支えるイニシアティブに取り組む。我々はまた、企業の経済的関心と一貫する、OECD³多国籍企業行動指針や国際連合グローバル・コンパクト原則といった、企業の社会的及び環境面での責任を促進する、企業による自主的努力を歓迎する。我々は、企業に対して、他の主体と協力して、OECDの行動指針や1998年の労働における基本的原則及び権利に関するILO⁴宣言等の既存の文書の実施を補い推進することに取り組むよう奨励する(外務省「成長の促進と責任ある市場経済の増進G8宣言(仮訳)」)と述べられている。

以上に見たように、社会や経済のグローバル化の進展による社会問題の顕在化、「持続可能な発展」の要求、市民社会の成熟による企業への監視の強化などが世界全体におけるCSRの要求の要因として挙げられる。

2. CSRの発展～ヨーロッパ

ヨーロッパでは古くから宗教色が強く、その考えに基づいて企業にも倫理的な行動を求めた。そして、企業もそれに従い活動を行ったため、CSRの基盤は近年以前から存在した。そうした中で、CSRが注目を集めるようになった背景にはEUの統合がある。

EUが各国企業に対してCSRを求める背景には、EU統合の影の部分に光を与える目的がある。EU統合によってEU域内の人、モノ、金が自由に移動できるようになり、それがEU全体の経済力を向上させ、世界との競争

² 1975年フランスの提唱によって始まる。アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・イタリア・日本・カナダ・ロシア・EU委員長が参加して年に1度開催され、共通の対外政策が広く討議される。(『広辞苑第五版』岩波書店を参考)

³ Organization for Economic Cooperation and Development, 経済協力開発機構。1961年に発足した先進工業国の経済協力機構。(『広辞苑第五版』岩波書店)

⁴ International Labor Organization, 国際労働機関。1919年に設立され、労働条件について各国への勧告、労働関係資料の収集・紹介など行う。

(『広辞苑第五版』岩波書店を参考)

力を向上させた。しかし、それらが自由に移動できることによって、EU内での地域格差が懸念され、そこから雇用の減少や治安の悪化といった社会問題が生じる恐れがEU発足当初にあり、現実にもそのような問題が見られる地域もある。そのために、このような社会不安を引き起こさないように企業に対してCSRを求める動きが、政治の立場から生じたのである。

そうした中でEUは企業に積極的にCSR活動を推進させるために、「CSRに関する欧州枠組みの推進」なる政策提案文書を2001年に発表した。そして翌年には企業、消費者、経済団体、労働組合、NGOなどのステークホルダーによって構成される「CSRに関するEUマルチ・ステークホルダーフォーラム」が発足し、CSRの原則などを定めた報告書をまとめた。また、政治の主導だけでなく、産業界でも1996年にヨーロッパの多国籍企業によるネットワークである「CSRヨーロッパ」が設立され、ヨーロッパにおけるCSR活動はまさに、全ヨーロッパ一丸となって取り組まれているといえる。

こうした動きの中で、特にCSR活動に対して熱心なのがイギリスである。イギリスでは2000年に年金法が改正され、年金運用受託者は投資銘柄の選定において投資先の社会面・環境面への配慮の有無や程度、議決権行使などの方針について開示が求められるようになり、これを契機としてSRIが急速に拡大していった。また、イギリスでCSR活動が熱心な背景には、トリプルボトムラインの考え方がイギリスで提唱されたということもある。トリプルボトムラインとは、1997年にイギリスのサステナビリティ社の代表であるジョン・エルキントン氏が著書で示したもので、経済面だけではなく、環境面、社会面を合わせた3つのボトムライン⁵が企業評価に際して重要であるという考え方である。さらにそれらに加えて、イギリスには企業の活動を監視するNGOが多数存在し、それらの存在も企業に対する大きな圧力となっている。この結果、表に示すように『Newsweek⁶』が発表した世界企業のCSRランキングではイギリス企業が上位を占めた。ただ、現在では先進的にCSRに取り組んできたヨーロッパとアメリカ・日本の格差は縮小の傾向を見せ、CSRが世界的に認識、意識されるようになってきたことを示している。

⁵ 収益報告の最後の行の意。つまり最終利益、最終損失を意味する。

(『パーソナルカタカナ語辞典』学習研究社)

⁶ 『Time』とならぶアメリカの有力な週刊ニュース雑誌。1933年に創刊。

(『広辞苑第五版』岩波書店)

順位	会社名	国名	企業統治	従業員	社会	環境	合計
1	BTグループ	イギリス	13.6	13.8	15.0	15.0	57.4
1	アストラゼネカ	イギリス	13.6	13.8	15.0	15.0	57.4
3	トタル	フランス	10.9	15.0	15.0	15.0	55.9
3	ノルディック	デンマーク	10.9	15.0	15.0	15.0	55.9
5	東芝	日本	15.0	13.8	14.0	12.5	55.3
5	SABミラー	イギリス	15.0	13.8	14.0	12.5	55.3
7	バイエル	ドイツ	13.6	15.0	14.0	12.5	55.1
8	ルノー	フランス	12.3	13.8	14.0	15.0	55.0
9	ディアジオ	イギリス	15.0	12.5	15.0	12.5	55.0
10	セントリカ	イギリス	13.6	13.8	15.0	12.5	54.9
11	三井物産	日本	13.6	12.5	13.0	15.0	54.1
11	コスモ石油	日本	13.6	12.5	13.0	15.0	54.1
11	ユミコア	ベルギー	13.6	15.0	13.0	12.5	54.1
14	NEC	日本	13.6	13.8	14.0	12.5	53.9
14	インベリアル・ケミカル・ インダストリーズ	イギリス	13.6	11.3	14.0	15.0	53.9

表 1-3-1 世界企業のCSRランキング⁷ (『Newsweek日本版』
2007年7月4日号, 阪急コミュニケーションズより)

3. CSRの発展～アメリカ

アメリカでのCSRの発展を考えると、その特徴はヨーロッパとは異なり、政治主導ではなく民間主導であり、SRIが活発であるということである。SRIの考え方はキリスト教色が強いアメリカでは昔からあり、その起源は教会がその資金を運用する際に、タバコやギャンブル、アルコールなどの教義に反する企業への投資を避けたこととされる。また、政治姿勢を見ても分かるとおり、アメリカでは人権問題への関心が昔から強く、人権問題を軽視する企業への風当たりは厳しい。このような社会の意識が企業に自主的なCSR活動を促した要因の1つとされる。さらに、1980年代半ばに軍需産業の不祥事が表面化して以降、相次いで企業の不祥事が発覚する中で、社会が企業に対して責任を求めようになったことも一因とされている。

⁷ 各項目は15点満点, 合計60点満点

このような背景から、CSRを企業に促すような形でSRIが拡大したが、SRIを行う際には収益性以外の要素を考慮しており、場合によっては最善の投資先ではないことがある。これは機関投資家⁸にとって受託者の責任に反するのではないかという意見があった。この点に関しては、1998年にアメリカ労働省が「財務的な要因が損なわれない限り、SRIを排除する理由はない」(米山秀隆(2004)『図解よくわかるCSR(企業の社会的責任)』日刊工業新聞社より)という見解を出し、投資において収益性以外の要素を考慮することを公式に認めた。これが、機関投資家にSRI運用をさらに促し、結果としてSRI全体が拡大することとなり、SRIの対象先となるように努めさせることで企業にCSRを促している。

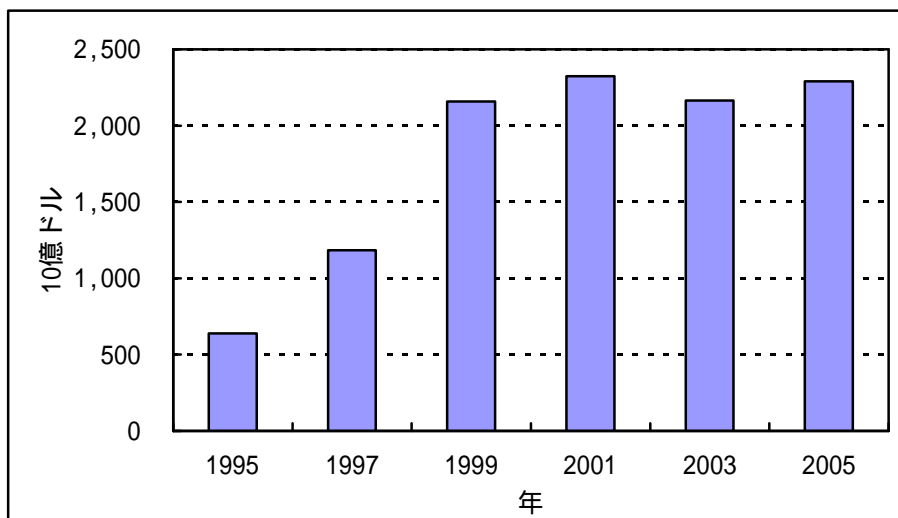


図 1-3-2 アメリカのSRI資産残高推移

(Social Investment Forum, 2005 Report on Socially Responsible Investing Trends in the United Statesより作成)

4. CSRの発展～日本

以上にヨーロッパ・アメリカにおけるCSRの発展過程を見てきたが、これらの動きは総じて日本に比べて早く、日本はこれに追随する形でCSRの発展を遂げてきたといえる。

第2章で触れたように、近年世界的にCSRの考えが浸透し、CSRを果

⁸ 証券投資による収益を主要な収益源とする法人形態の投資家

(『広辞苑第五版』岩波書店)

たしていない企業は投資家からの資金を得づらくなり、また取引先企業からの契約を打ち切られてしまいかねず、そうした状況は日本企業に対しての圧力となった。これは、現在の経済がグローバルに展開し、もはや国内のステークホルダーのみを考えていけば良いのではなく、海外のステークホルダーをも考慮しなければならないことによるものである。

また、ISOがCSRの国際的なガイドラインの制定を目指して、各国の政府や産業界、消費者やNGO、学識経験者など様々なステークホルダーが参加する作業部会を開いている。ただ産業界には、SR (Social Responsibility, 社会的責任) は企業が自主的な判断で取り組むべきものであり、規格化によって一律の取り組みを要求するのはおかしいのではないかという意見もある。そのため、これは従来のISOのマネジメントシステム規格ではなく、その指針を示すガイダンス文書である。今年の7月に完成した作業文書第3版において述べられている規格の内容は、規格策定の背景、社会的責任の定義、重要な原則の解説を始めとして、社会的責任の核となる「組織とガバナンス、人権、労働慣行、環境、公正な事業活動、消費者課題、社会開発」の7つの課題の解説、そしてそれらに対して組織が実践するための方法を示したものになっている。ただ、ISOで議論されている規格は「CSR」規格ではなく、「SR」規格である。これは、企業のみならず社会的責任行動を促すのではなく、社会に関連するあらゆる組織に対して社会的責任行動を促すためである。今後、2007年11月に開催される作業部会でも審議が継続され、2009年11月にISO26000として発行される予定である。ISO規格の発行によって、今後さらに社会的責任を求められることは明らかであり、そのことも日本企業に対してCSRの徹底を求めている一因である。

このような、世界における背景のほかにも、日本固有の背景がある。それが、従来の日本企業や日本経済の発展を支えた独自の日本型経営システムの崩壊である。

以前の企業においては、銀行を核として企業集団を形成し、その集団内で株式持ち合いや取引を行い、その関係は長期的かつ安定的であった。また、日本全体が企業社会であったということも否定できず、従業員や社会も企業の発展に貢献していた。

しかしながら、第2章で述べたように、このような長期的かつ安定的な関係は現在では大きく損なわれてしまった。長引く不況に対応するために、銀行や企業がリストラクチャリングを行ったために株式持ち合いが解消して、

企業間の関係が希薄になった。また、従業員の解雇も進み、どちらかといえば企業に従属的であった従業員との関係など、様々な関係が損なわれていった。さらに、そのような様々な関係が損なわれた上に、今までは明らかにされることのなかった不祥事が発覚する企業も現れ始めて、1つのステークホルダーのみならず、各ステークホルダー 社会全体 からの信頼を失うこととなった。

このように様々なステークホルダーとの関係が、従来の安定的なものから不安定で希薄な関係になるにつれて、その損なわれた関係の再構築が企業の喫緊の課題となった。そして、その手段として考えられたのが、企業が社会に対しての行動を通して信頼を回復するということであり、それが日本のCSR発展の礎といえるだろう。

その他にも法制度の整備が進んだこともCSR活動を促した一因である。まず、2004年に公益通報者保護法が可決・成立した。この法律制定の背景には「近年、事業者の不祥事が事業者内部からの通報により相次いで明らかになっている。法令違反行為の是正のための通報は正当な行為として評価されるべきである一方で、民間の通報者支援団体には事業者内部や外部へ誠実に通報したにもかかわらず職場で不利益な取扱いを受けているとの相談が多く寄せられている。また、公益のために通報を行った場合に、どのような内容の通報をどこへ行えば解雇等の不利益な取扱いから保護されるのかは必ずしも明確ではない」(内閣府国民生活局『公益通報者保護法説明資料』)現実があった。その是正のために制定されたこの法律の目的は「公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護等を図る」(内閣府『公益通報者保護法の概要』)ことである。つまり、公益のために企業などの不正を内部告発した人間が、その企業などから不利益を被らないようにするのがこの法律の目的であり、企業の不祥事が発覚しやすい仕組みづくりを目指している。また公益通報者保護法の制定の他にも、株主代表訴訟の容易化や、監査役会の拡充などの企業活動の監視制度が強化されたこともCSRを促した要因として挙げられる。

また、このような企業や制度面の要因のみならず、社会面の要因も挙げられる。現在では、企業にCSR活動を促すような社会の動きも活発化しており、マスコミをはじめとして、市民レベルでもCSRに対する関心が高まり、SRIの拡大やNGOなどの市民団体による企業の監視の強化などが始まっ

ている。そして、これに呼応するように各メディアによるCSR特集やCSRランキングの発表などが行われるようになり、このようなことも企業に対してCSR活動を促す一因となっている。

順位	企業名	合計 得点	CSRへの 取り組み度	CSRレポートの 充実度	コーポレート ガバナンス	税金と雇用の 貢献度	業績及び 財務
1	シャープ	83.75	28.1	17.0	10.9	3.5	24.3
2	デンソー	83.57	26.5	17.6	10.7	4.4	24.3
3	富士写真フイルム	83.18	29.1	17.4	9.4	4.2	23.1
4	日立化成工業	82.02	27.9	14.4	14.0	2.3	23.4
5	凸版印刷	81.89	28.9	17.0	10.1	3.7	22.2
6	ユニ・チャーム	81.81	25.1	16.0	12.7	3.4	24.6
7	キヤノン	81.61	24.5	14.6	11.6	4.3	26.7
8	松下電器産業	80.89	29.5	18.4	8.9	2.6	21.6
9	東芝	80.24	29.3	15.4	11.3	2.3	21.9
10	日産自動車	80.03	28.0	12.0	12.9	4.3	22.8
11	オムロン	79.89	25.3	14.0	14.4	2.5	23.7
12	ソニー	79.48	27.3	16.0	12.6	2.3	21.3
13	リコー	78.65	26.6	14.6	10.7	3.7	23.1
14	セブンイレブン・ジャパン	78.64	25.1	11.4	10.9	4.0	27.3
15	TDK	78.25	25.8	11.6	12.9	3.7	24.3
16	イトーヨーカ堂	77.93	23.4	18.6	8.6	2.4	24.9
17	アステラス製薬	77.91	26.3	12.1	12.6	2.0	24.9
18	エーザイ	77.80	18.6	15.0	14.4	4.1	25.8
19	大日本印刷	77.24	26.6	12.4	10.5	3.4	24.3
20	ダイキン工業	77.14	24.8	11.6	13.9	4.1	22.8

表 1-3-3 日本企業のCSRランキング⁹

(『日経ビジネス』2005年8月22日号、日経BP社より)

⁹ CSRへの取り組み度は30点満点、CSRレポートの充実度は20点満点、コーポレートガバナンスは15点満点、税金と雇用の貢献度は5点満点、業績及び財務は30点満点、合計得点は100点満点



図 1-3-4 花王・本田技研工業のCSR報告書

(花王・本田技研工業HPより)

こうした動きは今後ますます活発になることが予想され、現時点で十分なCSR対策を取っていない企業には、その対策が迫られるだろう。

そのためには、まず確固たるCSRに関する指針を策定し、社内にもその指針を周知徹底し、全社一丸となって取り組む必要がある。そして、その活動を促進するために形だけでない実効性のある組織を作り、ステークホルダーとの密接な関係を維持してコミュニケーションを図りつつCSR活動に取り組んでいかなければならない。そして、CSR活動に際しては、PDCAサイクル¹⁰を確立し、常にその活動を検証して評価、改善を行い、よりよい活動につなげて、最終的には、当たり前のこととして企業全体にCSRの意識が浸透するようにしなければならない。

このようなCSRに対する取り組みを企業が主体的・積極的に実施していかなければ、今後の社会においては企業活動の継続が困難となることが予想されるのである。

¹⁰ 業務の改善で、Plan-Do-Check-Actionの4つのフェーズを繰り返すこと。まず計画(Plan)を立て、その計画を実行(Do)する。その結果を確認(Check)し、対応策(Action)を考える。(『情報処理技術者用語辞典』日経BP社)